

新宮小学校いじめ防止基本方針

～いじめ しない させない みのがさない～

令和3年 2月 改訂

新宮町立新宮小学校

《目次》

1	新宮小学校いじめ防止基本方針策定の意義・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	(1) 新宮小学校いじめ防止基本方針の意義	
	(2) いじめ防止対策推進法制定の意義	
	(3) 国のいじめ防止対策基本方針の基本的な考え方	
2	いじめの定義及び防止等に関する考え方・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	(1) いじめの定義と理解	
	(2) いじめ防止等に関する考え方	
	① いじめを生まない教育活動の推進	
	② いじめの早期発見の取組の充実	
	③ いじめの早期対応と継続指導の充実	
	④ 地域・家庭との積極的連携	
	⑤ 関係機関との密接な連携	
3	いじめ防止等の対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	(1) 学校が実施すべき事項（法律事項の整理）	
	(2) いじめ防止等の対策のための組織	
	(3) 取組状況の評価と改善	
	(4) 関係機関との連携	
	(5) 適切な学校評価・教員評価	
	(6) 具体的な対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
	① いじめを生まない教育活動の推進	
	② いじめの早期発見	
	③ いじめの早期対応	
	④ 保護者・地域等への働きかけ	
	(7) その他	

新宮町立新宮小学校

「学校いじめ防止基本方針」

1 いじめ防止基本方針策定の意義

(1) 新宮小学校いじめ防止基本方針の意義

本校においては、これまで、いじめ問題の解決を目指して諸対策を講じ取り組んできたところであるが、いじめ事象が発生しており、いじめの問題への取組の一層の強化を図ることが必要である。

そこで、「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、本校において、いじめの防止等がより体系的かつ計画的に実施されるよう「新宮小学校いじめ防止基本方針」を定めた。

本基本方針は、法の規定により実施すべき対策について「国・県・町の基本方針」に沿って、いじめ問題に対する本校の役割と責任、取り組むべき事項を明確化することとした。

また、「いじめ防止対策推進法」においても、基本方針策定が義務づけられている。

〔学校いじめ防止基本方針〕第13条

学校はいじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(2) いじめ防止対策推進法制定の意義

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることから、いじめ問題への対応は喫緊の重要課題として、これまでも国や各地域、学校において様々な取組が行われてきた。

しかしながら、未だいじめを背景として、児童の生命や心身に重大な危険が生じる事案が発生している。

したがって、いじめから一人でも多くの子どもを救うために、子どもを取り囲む大人一人一人が「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。このように、いじめの問題は、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であり、社会総がかりでいじめの問題に対峙するために基本的な理念や体制を整備することが必要であることから、平成25年6月、「いじめ防止対策推進法」が成立した。

(3) 国のいじめ防止対策基本方針の基本的な考え方

国のいじめ防止基本方針は、法を踏まえ、各地域の実態に応じて、いじめの防止等（いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめの対処をいう。）のため、地域や家庭・関係諸機関の連携等をより実効的なものにするため、法により新たに規定された地方公共団体・学校における基本方針の策定や組織体制、いじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用を明らかにするとともに、これまでのいじめ対策の蓄積を活かしたいじめ防止等のための取組を定めたものである。

2 いじめの定義及び防止に関する考え方

(1) いじめの定義と理解

《法におけるいじめの定義》

いじめの定義【いじめ防止対策推進法 第2条】

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

《解釈》

○ 「一定の人間関係」

学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人間関係を指す。

○ 「心理的な影響」

冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをいわれる。仲間はずれ、集団による無視をされる。パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

○ 「物理的な影響」

嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする、金品をたかられる。金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。 等

《留意事項》

○ いじめの対応にあたっては、いじめられたとする児童生徒の立場に立ち、いじめがあったという認識のもとで受容的に接するとともに、いじめられた児童生徒を全面的に支援すること。

○ 心理的又は物理的な影響があると思われる行為を受けているにもかかわらず、心身の苦痛を感じない者等がいることを理解し、適切に対応すること。

○ インターネットや携帯電話を利用したいじめに対して適切に対応すること。

○ 性的少数者等、特にきめ細やかな対応が必要な児童生徒については、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うこと。

《運用》

○ 児童生徒間のトラブルを法の「いじめの定義」に照らして指導するのではなく、児童生徒間のトラブルは軽微なものを含めて、常にその解消に向けて指導することが必要である。定義はあくまでも法の対象としての指標であり、定義に左右されることなく、学校は常に子どもの状況を見守り、よりよい人間関係を築けるよう指導する必要がある。

いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせや意地悪等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで「暴力を伴ういじめ」と同様に、生命又は身体に重大な危険を生じさせ得る。

また、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や周辺で暗黙の了解を得ている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

(2) いじめの防止等に関する考え方

① いじめを生まない教育活動の推進

いじめが、どの子どもにも、どの学校でも起こり得ることを踏まえ、いじめの問題の防止については、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要である。

このため、学校の教育活動全体を通して次のことを推進していく必要がある。

- ・全ての児童に対する「いじめは決して許されないこと」の理解の促進
- ・児童の豊かな情操や道徳心の涵養
- ・心の通う人間関係を構築する能力の素地の育成
- ・ストレスに適切に対処できる力の育成
- ・自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりの推進
- ・いじめの問題への取組及び学校・家庭・地域が一体となって取組を推進することの重要性に関する校区住民への普及啓発

したがって、いじめを許さない強い心やいじめられている子を思いやる温かい心を持ち、周りの人と協調しながらも、いかなる場面でも自立的に生活を送ることができる子どもを育てるためには、学校・家庭・地域それぞれの場で、意図的・計画的・総合的に取り組むことが必要であり、「命の教育の推進」「人間関係・集団づくりの推進」「体験活動の推進」「基本的生活習慣の定着と規範意識の育成」の4つの観点から、いじめを生まない教育活動を推進する。

② いじめの早期発見の取組の充実

いじめが大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、全ての大人が連携し児童のわずかな変化に気づく力を高めることは大変重要である。人間関係のささいなトラブルにおいても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知した上で、適切に解決することが何よりも重要である。

そのため、いじめの早期発見の取組として、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、相談窓口の周知等により児童がいじめを訴えやすい体制の充実や家庭・地域と連携して見守る取組の充実を図ることとする。

③ いじめへの早期対応と継続的指導の充実

いじめが認知された場合、学校は直ちにいじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、組織的に対応していくことが求められている。

そのためには、法が規定しているいじめに関する通報・相談のための体制の整備や組織の設置等による指導体制の整備、いじめの問題に対する教職員の対応能力の向上を図る職員研修等を充実させる必要がある。さらには、いじめの問題の解決は、学校だけで解決しようとするのではなく、家庭や地域、関係機関と連携して解決を図る姿勢を大切に、日頃からの連携が可能な体制を構築しておくこととする。

④ 地域・家庭との積極的連携

社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すために、いじめの問題について地域連携会議等の活用をはじめ学校・家庭・地域が連携した対策の推進やより多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるような体制を構築していく。

⑤ 関係機関との密接な連携

いじめの中には、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなものがあり、これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとる、

さらには、事態への対処及び同種の事態の発生の防止のため、事実関係を明確にするための調査等の対応を法に則って行うことが必要である。

このことから、警察・児童相談所・医療機関・法務局等多様な関係機関と連携できる体制の構築を図っていく。

3 いじめの防止等の対策

(1) 学校が実施すべき事項（法律事項の整理）

- 保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図り、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組み、個別のいじめに適切かつ迅速に対処する責務（第8条）
- 国や県、市町村のいじめ防止基本方針を参酌し、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針策定の義務（第13条）
- いじめ防止のための道徳教育や体験活動等の充実、児童が自主的に行う活動への支援・啓発、その他必要な措置（第15条）
- いじめに関する早期発見のための措置や相談体制の整備、被害児童の権利等を擁護する配慮（第16条）
- 教員研修等、教職員の資質の向上に必要な措置（第18条）
- インターネットを通じて行われるいじめの防止のための啓発活動の実施（第19条）
- 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置（第22条）
- いじめの通報に係る学校設置者への報告体制の構築（第23条）
- 校長及び教員による加害児童に対する適切な懲戒（第25条）

(2) いじめ防止等の対策のための組織

（学校におけるいじめ防止等の対策のための組織）第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者、その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

学校は、いじめの防止等のために学校の中核となって組織的な対応を促進する学校におけるいじめ防止等の組織を設置するものとされている。

本校においては、これまでも「いじめ問題総合対策」に基づき、組織的な体制の構築等に取り組んできている。しかし、さらなる充実を図るためには、必要に応じ、心理・福祉の専門家、弁護士、医師、警察官経験者などの外部の専門家を活用する体制を構築していく。

本校における、組織の主な役割としては、次のとおりである。

- 学校基本法に基づく取組推進や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- いじめの相談・通報の窓口としての役割
- いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- 学校における、いじめであるかどうかの判断
- 関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実行するための中核

いじめ防止等の対策には「未然防止」「早期発見」「早期対応」「報告・再発防止」がある。まず、「未然防止」「早期発見」については生徒指導主任を中心とした「生徒指導委員会」を組織し取組を行う。

「未然防止」については、全教育課程を通し、各学年、学級で共通した指導を徹底し、共感的人間関係の構築や規範意識の育成を図っていく。

「早期発見」については教育相談、アンケート調査等を行うとともに、日頃から家庭と連携しながら子どもたちの人間関係や変化をとらえていく。

いじめの問題が発生した場合には「いじめ・不登校対策委員会」で適切な対応を協議し、共通理解のもと早期対応していく。問題が解決した際には、対応の評価を行い、教育委員会等へ報告とともに、再発防止策について指導の改善を図っていく。

生徒指導委員会（未然防止・早期発見）

・校長 ・副校長 ・教頭 ・主幹教諭・指導教諭・生徒指導主任 ・養護教諭 ・各学年担当者

いじめ・不登校対策委員会（早期対応・報告・再発防止）

・校長・副校長・教頭・主幹教諭・いじめ対策C・生徒指導主任・養護教諭・担任・SSW等

（3）取組状況の評価と改善

- 本校においては、学校基本方針に基づく取組の評価・検証を「生徒指導委員会」「いじめ・不登校対策委員会」で実施し、確実な実施と改善を図っていく。
- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の項目に位置付け、達成目標を設定するとともに、適切に評価し、取組の改善を図ること。

（4）関係機関との連携

いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談するものや直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。そのため、日常的に所轄の警察署等と連携する必要がある。

また、粕屋町いじめ問題対策連絡協議会や児童相談所とも連携を図り、事象に対する適切な対応を図っていく。

（5）適切な学校評価・教員評価

- いじめに関する学校評価については、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、いじめの問題に対して学校が、問題を隠さず、その実態把握や対応にどのように取組を行っているのかについて評価する。（第34条対応、継続）
- いじめの取組に関する評価は、学校基本方針に位置づけられたPDCAサイクルに基づき行う。（第34条対応、新）
- 国の「学校評価ガイドライン」を参考に、評価項目を作成し、アンケート等による学校評価を適切に行い、その結果を以降の取組に活かす。（第34条対応、継続）
- いじめに関する教員評価については、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組を評価し、その結果を以降の取組に活かす。

上記の法の趣旨に則り、いじめに関する評価は、事象内容とその対応について成果と課題を明確に評価し、課題については改善策を明確にし、以降の対応に活かしていく。

(6) 具体的な対策

① いじめを生まない教育活動の推進

- ア わかる・できる授業づくり（自己肯定感・自尊感情の高まりによるいじめ防止）
- 週指導計画に則り、目標と手立てを明確にした指導を行う。
 - 教科の特性に応じた授業を構成し、ノート指導と関連させて指導を行う。
 - 指導方法工夫改善教員と連携した、少人数指導の充実を図る。（習熟度別学習）
 - 教材備品整備の充実、及び、自作教材・教具の蓄積を図る。
- イ 基本的な生活習慣、規範意識の育成（家庭・地域との連携）
- 家庭と連携した新家庭教育宣言の取組の充実を図る。
 - 挨拶、廊下歩行、時間厳守等、重点目標を設定して、全職員による徹底指導を行う。
- ウ 支持的風土をもった学級集団づくり
- よりよい人間関係づくりの基盤として「聞く」態度に重点を置き指導を行う。
 - 朝の会、帰りの会、学級活動等でエンカウンター的な活動を取り入れ、互いを認め合う人間関係の育成を図る。
- エ 道徳教育の充実
- 年間指導計画に則った確実な道徳の時間の実施
 - 児童の実態や課題に即した「かがやき」「あおぞら」「あおぞら2」の活用、教材開発
- オ 連帯感・存在感を高める体験活動の充実
- めざす姿とそれを達成させる手段を明確にした体験活動を実施し、子どもたちに満足感・達成感を味わわせる。（運動会・宿泊訓練・修学旅行・フェスタ発表など）
 - 日常的な係活動や清掃活動等について、活動の意義を理解させ主体的な活動ができるようにする。（活動に対する評価を適切に行う：賞賛と励まし、改善等）

② いじめの早期発見

- ア 児童観察
- 子どもの状況を観察し、細かな変化を見逃さないように留意する。子どもに変化が見られた場合は教育相談を実施したり、家庭と連絡をしたりする。
 - 子どもを観察する視点は、「いじめ問題の早期発見チェックリスト」に則る。
- イ 教育相談週間の設定と相談体制の整備
- 毎学期、教育相談週間を設定し、いじめ問題発生がないか学級担任が個別面談を行う。
- ウ いじめアンケート調査の実施（毎月）
- 毎月1回、全児童に対し「いじめアンケート」を実施する。配慮すべき項目への記入があった場合には、個別に面談を行い状況把握を行う。
- エ いじめ・不登校対策委員会での状況報告と共通理解
- いじめアンケート等で把握した状況を共有する。
- オ 相談ポストの設置（常時）
- 校長室前に相談ポストを設置し、児童の相談を常時受け付ける。

③ いじめの早期対応

- ア いじめに関する通報
- いじめが認知された場合（いじめにつながると考えられる場合）は、「いじめ速報様式」において、現状を報告する。（対応の適切さの評価と改善）
- イ 相談体制の整備
- 学級担任外教員による個別教育相談を実施し、被害者・加害者をはじめ当該学年・学級の児童の心身の安定を図る。。

ウ 指導体制の整備

- 同学年研修会において、学級の児童の状況を情報共有し、いじめの問題に発展する可能性がある状況については、早急に適切な対応をとる。
 - ・ 個別指導
 - ・ 学級活動や道徳の時間など授業通しての全体指導
 - ・ 学年全体での指導（学年集会）
 - ・ 保護者への連絡
- 対応が継続中であつたり、問題が複数、全学年に関係している場合は、いじめ・不登校対策委員会で対応の共通理解を図り、一貫した指導方針で対応に当たる。
※教職員がいじめの情報を学校内で情報共有しないことは、法の規定に違反し得ること。

エ 教職員の研修

- 新宮小学校いじめ防止基本方針の周知及び徹底（職員会議、連絡会等で継続的に行う。）
- いじめ防止に関する職員研修の実施（外部講師招聘、町スクールカウンセラーとの面談）
- 校長による教員面談の実施（学級の状態を把握する教員面談を実施、指導・助言を行う。）

④ 保護者・地域等への働きかけ

ア 学校運営協議会での報告・相談

- いじめ問題に関する熟議の設定
- 区長会や老人会への情報提供の要請

イ PTAへの働きかけ

- 子どもの安全委員会との連携によるいじめ等を見逃さない見守り活動の協力要請
- 成人教育講座や学年懇談会におけるいじめ問題に関する研修会の実施
- いじめに特化した「家庭用リーフレット」や「チェックリスト」の活用

ウ 地域見守り隊との連携によるいじめ等を見逃さない見守り活動の協力要請

(7) その他

- 学校いじめ防止基本方針の各学校のホームページへの掲載等の措置を講ずるとともに、学校いじめ基本方針を必ず入学時・各学年の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明すること。
- いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とはせず、少なくとも次の2つの要件が満たされていることを適切に見定め、判断すること。
 - ① いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3か月を目安とする。）
 - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

いじめ問題への対応マニュアル

新宮町立新宮小学校

